

監査委員公表

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月6日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	近藤	智昭
同	饗庭	敦子

令和5年度 長崎県公営企業会計定期監査結果

第1 監査の概要

令和4年度における長崎県公営企業会計（2会計）にかかる財務監査（定期監査）を次のとおり実施した。

1 監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第1項及び第4項）

3 監査の対象

令和4年度 長崎県交通事業会計

令和4年度 長崎県流域下水道事業会計

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正・改善及び留意を要する事項が認められるので、より適正な執行を図らねたい。

なお、軽易な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

○令和5年度長崎県公営企業会計定期監査結果

(単位：件)

区 分	交通事業会計	流域下水道事業会計	計
指 摘 事 項	0	2	2
指 導 事 項	1	0	1
意 見	2	1	3
計	3	3	6

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていないもの
- ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意 見

- ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

2 指摘事項及び意見

(1) 交通事業会計（交通局）

○意 見

ア 経営状況について

令和4年度の経営成績は、総収益が53億3,023万円で、総費用は48億7,664万円、純損益は4億5,360万円となっており、前年度に比べ8億2,504万円改善している。

改善の主な要因は、運輸収入が大幅増となったことに加えて、令和2年度に見直しを行った経営計画に沿って、投資事業の抑制、資産の有効活用、人員の見直し、各種経費の節減による収支改善を実施したほか、路線バスの効率化を図るために長崎自動車株式会社（長崎バス）と共同経営方式による長崎市域の路線バス

再編などに取り組んだことによる。

新型コロナウイルス感染症の影響は改善傾向にあるものの、少子化による人口減少や乗務員の確保難など、今後も交通事業を取り巻く厳しい経営環境が見込まれることから、今後とも、県民生活の維持・向上を念頭に置いて、経営計画に沿った健全経営を維持することにより、公営の交通事業者として地域生活交通の確保に努める必要がある。

イ 固定資産の売却について

諫早バスターミナルの土地売却（建物等解体を含む）の会計処理について、土地の売却代金から土地の簿価金額を差し引いた約4億円を特別利益とし、土地に付帯する建物等の残存簿価を資産減耗費としている。

今回の土地に付帯する建物等の会計処理については、経常的なものではなく、金額が大きいことから、営業費用の資産減耗費ではなく特別損失とすべきであったと考える。

(2) 流域下水道事業会計（水環境対策課・県央振興局）

○指摘事項

ア 契約保証金について

令和3年12月に契約した大村湾南部浄化センター主流入ゲート・機械濃縮電気設備工事の契約保証金について、長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則第45条等に基づき、流域下水道事業会計の預り金として会計処理すべきところ、長崎県財務規則第125条に基づく一般会計の保管金として会計処理を行っていたので、適正な会計処理を行うこと。

イ 建設改良工事の前金払について

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則第38条（前金払）について、地方自治法改正（平成28年）が反映されていないので、適正な例規の管理を行うこと。

○意見

ア 公営企業としての会計処理の徹底について

今回の監査において、預り金として処理すべき契約保証金を一般会計の保管金として処理した事例、長崎県公営企業会計の根拠規定が改正されないまま会計処理が進められていた事例が見受けられたので、一般会計と公営企業会計を混在して処理する所属における同様の事務処理誤りの再発防止に向けて適切な対応を図られたい。

3 指導事項

(単位：件)

項目	交通事業会計	流域下水道事業会計	計
財産管理関係	1	0	1
事務処理関係	0	0	0
会計処理関係	0	0	0
計	1	0	1

(別 紙)

○令和5年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監 査 対 象 機 関	予 備 監 査 年 月 日	委 員 監 査 年 月 日	監 査 委 員
交 通 局 (長崎県交通事業会計)	令和5年5月25日 ～ 令和5年5月26日	令和5年7月13日	下 田 芳 之 砺 山 和 仁 近 藤 智 昭 饗 庭 敦 子
水 環 境 対 策 課 局 県 央 振 興 局 (長崎県流域下水道事業会計)	令和5年5月22日 ～ 令和5年5月23日	令和5年7月14日	下 田 芳 之 砺 山 和 仁 近 藤 智 昭 饗 庭 敦 子